

資料 1 仕事と子育ての両立支援策の方針について（平成13年7月6日閣議決定）

以下の施策を、基本的には平成13・14年度に開始し、遅くとも平成16年度までに実施する。
 これらの事業については、特段の配慮をし必要な予算を確保し、緊急に実施する。
 なお、実施に当たっては、子どものしあわせを第一に考え、そのためにも、保育、小児医療、教育等の関係者の意見を十分聴きながら、実施することとする。

・両立ライフへ職場改革

1 基本方針

- (1) 各企業が、仕事と子育ての両立がしやすい多様な雇用形態や処遇、弾力的な労働時間制などに一層積極的に取り組む。
 そのため、政府としても各種支援・要請を行うとともに、税務上も円滑な対応に努める。
- (2) 育児休業制度ならびに出産休暇の十分な活用を求める。とりわけ男性の育児休業取得を奨励するとともに、父親の出産休暇の全員取得をめざす。（「父親の産休5日間」）
- (3) 企業の両立指標を開発・公表する。また、各企業に両立支援の風土を育てるため、経営者や幹部の研修を推進する。
- (4) 労働契約の形式上期間雇用者であっても、実質上期間の定めなく雇用されている者については、育児休業の対象となることを明確化する。

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置			
	予算	法令	通達	その他
				改正育児・介護休業法 育児休業等を理由とした不利益取扱いの禁止 解雇のみ 解雇その他不利益な取扱い 育児又は家族介護を行う労働者の時間外労働の制限 1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限 勤務時間の短縮等の措置の対象となる子の年齢の引上げ 1歳未満 3歳未満 子の看護のための休暇の措置（事業主の努力義務） 育児又は家族介護を行う労働者の転勤についての配慮 職業家庭両立推進者の選任（事業主の努力義務） 国による意識啓発等 （ 、 及び については平成13年11月16日施行、 ~ については平成14年4月1日施行）

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置			
	予算	法令	通達	その他
<p>(1)各企業等の取組に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主が、所定外労働時間の削減を図り、また、フレックスタイム制や短時間勤務等を導入できるよう積極的に支援を行う。 				<p>具体的措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年8月3日に改定した「労働時間短縮推進計画」(平成4年10月9日閣議決定)に基づき、平成13年10月に「所定外労働削減要綱」を改定し、労使の取組を推進するための周知を図った。また、研修及び診断サービスの実施をするとともに、フレックスタイム制等弾力的な労働時間制度の導入等により労働時間の削減に取り組む事業主に対し、労働時間制度改善助成金を支給した。【厚生労働省】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「労働時間短縮推進計画」における労働時間の短縮の目標 平成17年度までの間に年間総実労働時間1800時間の達成・定着を図るため、年次有休休暇の取得促進及び所定外労働の削減に重点を置いて取組を進める。</p> <p>「所定外労働削減要綱」における所定外労働時間削減の目標 当面、具体的目標を以下のように設定し、進めていく。</p> <p>〔1〕所定外労働は削減する。 各企業においては、自企業の所定外労働の現状や部門・職種による違いを踏まえ重点削減対象を設定するなど一層の所定外労働時間の削減を図る。</p> <p>〔2〕サービス残業はなくす。 適正な労働時間管理を実施し、サービス残業を生むような土壌をなくしていく。</p> <p>〔3〕休日労働は極力行わない。 休日労働をさせた場合でも1週間に1日は休めるようにするとともに、休日労働の現状を踏まえ、労使双方が十分話し合い、回数制限などの取組を行う。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 小学校就学前の子を養育する労働者を対象として、フレックスタイム制や短時間勤務等の勤務時間短縮等の措置を導入するよう各企業に対し、周知徹底を図った。 また、平成13年11月には育児・介護休業法が改正され、勤務時間短縮等の措置義務の対象となる子の年齢が1歳までから3歳までに引き上げられることについて周知徹底を図った。【厚生労働省】

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置									
	予算	法令	通達	その他						
<ul style="list-style-type: none"> 待遇面や仕事の内容は正社員と同じで勤務形態が短い、短時間正社員の制度について制度導入を支援する。 				<p>具体的措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 短時間勤務制度やフレックスタイム等小学校就業前の子を養育する労働者が育児のために必要な時間を確保しやすい柔軟な働き方ができる制度を設けた事業主に対して支給する「育児両立支援奨励金」を平成14年度予算に計上した。【厚生労働省】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(新規) 育児両立支援奨励金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">支給額</td> <td style="padding-right: 10px;">中小企業事業主</td> <td style="text-align: right;">40万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大企業事業主</td> <td style="text-align: right;">30万円</td> </tr> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年3月にパートタイム労働研究会を設け、パートタイム労働に関する課題を整理するとともに、正社員との均衡を考慮したパートタイム労働者の処遇・労働条件の在り方やフルタイム労働とパートタイム労働を行き来できる柔軟な雇用管理システム(短時間正社員制度の導入等)等、今後のパートタイム労働の在り方について検討し、平成14年2月に中間報告をとりまとめた。平成14年7月を目途に最終報告とりまとめを予定。【厚生労働省】 <p>(備考)・平成14年度において、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)に基づき、短時間労働者対策基本方針の改定を行うこととし、これに向けての検討を行うことを予定。【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政労使の三者でワークシェアリングに対する基本的な考え方についての合意形成を図るため、平成13年12月以降、「政労使ワークシェアリング検討会議」を開催し、検討を行った。平成14年3月29日に、多様就業型ワークシェアリングの環境整備を社会全体で進めるため、短時間労働者等の働き方に見合った公正・均衡処遇のあり方及びその推進方策、社会保険の適用拡大について引き続き検討を行うこと等について合意した。【厚生労働省】 	支給額	中小企業事業主	40万円		大企業事業主	30万円
	支給額	中小企業事業主	40万円							
	大企業事業主	30万円								

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置			
	予算	法令	通達	その他
<p>・ 企業の両立支援への取組にかかる福利厚生費については、損金に算入する。</p> <p>・ 女性のキャリアプランの確立の支援に努める。</p> <p>・ 求人者の年齢制限緩和に向けた取組を促進する。</p> <p>(2) 育児休業制度と出産休暇の十分な活用</p> <p>・ 育児休業制度の広報を一層積極的に行い、男性の育児休業取得を奨励する。また、配偶者の出産時における父親の出産休暇について、育児休業の制度を活用して取得が可能であることを広くPRする。</p>				<p>・ 企業の両立支援への取組にかかる福利厚生費（企業内保育施設の運営費等）については、企業会計原則に則り、法人税法上の損金として従来より認めている。【財務省】</p> <p>・ 女性のキャリアアップセミナーの開催等の能力発揮事業、キャリアカウンセリング等の相談事業、キャリアアップや起業を希望する女性への支援情報の提供等について、（財）女性と仕事の未来館に委託して実施するとともに、女子学生等が的確な職業選択を行えるよう、意識啓発を図った。【厚生労働省】</p> <p>・ 改正雇用対策法に基づき、平成13年9月12日に「労働者の募集及び採用について年齢にかかわらず均等な機会を与えることについて事業主が適切に対処するための指針」を策定し、事業主等への周知・指導を行った。【厚生労働省】</p> <p>・ 育児・介護休業法の周知を図る際には、育児休業は男女を問わず取得することができること、男性労働者の配偶者の産後8週間については、労使協定の有無にかかわらず、必ず育児休業を取得することができることについて、積極的に事業主又は労働者に周知した。【厚生労働省】</p> <p>・ 母子健康手帳について、任意記載事項として父親の育児参加、働く女性・男性のための出産、育児に関する制度に関する記述を追加する等の改正を行った（母子健康手帳の改正は平成14年4月1日から実施）。【厚生労働省】</p>

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置																
	予算	法令	通達	その他													
<p>(3)企業の評価・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の両立指標の開発に着手し、できるだけ早く結果を公表する。 各企業のトップや幹部に対して、両立支援の風土を育てるための事業・研修を実施する。 				<p>育児休業取得者割合（平成11年度） (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">育児休業取得者の男女比</th> <th rowspan="2">出産者に占める育児休業者の割合</th> <th rowspan="2">配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>女性</th> <th>男性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100.0</td> <td>97.6</td> <td>2.4</td> <td>56.4</td> <td>0.42</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 職業家庭両立推進者に対して必要な知識を習得させるための研修を実施した。【厚生労働省】 都道府県労働局において、固定的な性別役割分担意識の解消、職場優先の企業風土の是正等のテーマを議題とする公労使との懇談の場等を設けること等により、労使トップ層の理解を求めた。【厚生労働省】 毎年10月の「仕事と家庭を考える月間」を中心にシンポジウム、説明会を開催し、企業のトップを始めとする関係者の意識啓発を行った。このほか、パンフレット、リーフレット等の配布を行うなど国民向けキャンペーンを実施した。【厚生労働省】 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）の経済関係団体に対し、「両立ライフへ職場改革」について協力を依頼した。また、平成13年10月に同会議企画委員会の主催により、職場改革を実行できる立場にある企業社長等を迎え、意見・情報交換会を開催した。【内閣府】 	育児休業取得者の男女比			出産者に占める育児休業者の割合	配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合	計	女性	男性	100.0	97.6	2.4	56.4	0.42
	育児休業取得者の男女比			出産者に占める育児休業者の割合	配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合												
計	女性	男性															
100.0	97.6	2.4	56.4	0.42													

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置			
	予算	法令	通達	その他
<p>(4)期間雇用者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 事実上期間の定めなく雇用されている者が、育児休業を取得しやすくなるような指針を策定する。 				<p>具体的措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国6ヶ所で開催した男女共同参画フォーラムにおいて、地元企業関係者等との意見・情報交換を実施した。〔内閣府〕 改正育児・介護休業法に基づき、平成14年1月29日に「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が構すべき措置に関する指針」(平成14年厚生労働省告示第13号)を策定し、事業主等関係者に周知した。この中で、労働契約の形式上期間を定めて雇用されている者であっても、当該契約が期間の定めのない契約と実質的に異なる状態となっている場合には育児・介護休業の対象となること及びその判断に当たり、留意すべき事項を示した。〔厚生労働省〕

・待機児童ゼロ作戦 - 最小コストで最良・最大のサービスを -

1 基本方針

- (1) 待機児童の解消をめざし、潜在的な需要を含め、達成数値目標及び期限を定めて実現を図る。特に、待機児童の多い都市の保育施設を重点整備する。
- (2) 保育の拡充は公立及び社会福祉法人立を基盤としつつ、さらに、民間活力を導入し公設民営型など多様化を図る。また、自治体等の適正な基準を満たした施設の設置は迅速に行う。
- (3) 学校の空き教室など利用可能な公共施設は保育のために弾力的に活用する。また、駅など便利な拠点施設を保育に活用するための支援や助成を行う。

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置			
	予算	法令	通達	その他
<p>・待機児童ゼロ作戦</p> <p>保育所、保育ママ、自治体におけるさまざまな単独施策、幼稚園における預かり保育等を活用し、潜在を含めた待機児童を解消するため、待機児童の多い都市を中心に、平成14年度中に5万人、さらに平成16年度までに10万人、計15万人の受け入れ児童数の増大を図る。施設の運営は民間を極力活用し、最小コストでの実現を図る。</p>				<p>具体的措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年4月に待機児童の多い市区(平成12年4月1日現在で待機児童が150人以上いた57市区を対象)からヒアリングを行ったほか、保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図るよう促進した。【厚生労働省】 ・平成13年度第一次補正予算において保育所施設整備の補助方式を拡大、平成13年度第二次補正予算及び平成14年度予算に保育所緊急整備費を計上、平成14年度中の約5万人の受け入れ増に対応する運営費を平成14年度予算に計上した。【厚生労働省】

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置													
	予算	法令	通達	その他										
				<p>保育所の待機児童ゼロ作戦</p> <p>平成14年度予算(約316億円) 保育所の運営費(約142億円) ・平成14年度中の約5万人(190.7万人 195.5万人の4.8万人)の 受入れ増に対応する運営費 保育所の施設整備費(約156億円) ・平成15年度の受入れ増の確保に向けた保育所緊急整備 ・PFI制度等を活用した公設民営の保育所(施設貸与方式)に対する施設整備補 助(平成13年度第1次補正予算より実施) 送迎保育ステーションや駅前保育サービス提供施設等の整備、認可外保育施設の認 可化の促進、家庭的保育事業、保育ママの促進等</p> <p>平成13年度第1次補正予算(約109億円) 保育所の施設整備費(約109億円) ・平成14年度中の約5万人(4.8万人)の受入れ増を確実に実施</p> <p>平成13年度第2次補正予算(約100億円) 保育所の施設整備費(約100億円) ・平成14年度以降の保育所の施設整備を先行実施</p> <p>・ 保育所における低年齢児(0～2歳)の受入れの拡大を促進した。〔厚生労働省〕</p> <p>低年齢児の受入れの拡大 ・平成12年度を初年度とする新エンゼルプラン～16年度まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>16年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低年齢児の受 入れの拡大</td> <td>(59.3) 59.8万人</td> <td>(62.4) 61.8万人</td> <td>64.4万人</td> <td>68万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 12年度の上段()は実績値。13年度の上段()は14年1月分までの実績による推計値</p>		12年度	13年度	14年度	16年度目標値	低年齢児の受 入れの拡大	(59.3) 59.8万人	(62.4) 61.8万人	64.4万人	68万人
	12年度	13年度	14年度	16年度目標値										
低年齢児の受 入れの拡大	(59.3) 59.8万人	(62.4) 61.8万人	64.4万人	68万人										

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置															
	予算	法令	通達	その他												
				<p>具体的措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業（保育ママ）を促進した。また、平成14年度予算においては、夜間型家庭的保育を創設するとともに、受入れ児童数の増（3人 補助者を配置する場合は5人）を図った。【厚生労働省】 待機児童解消のための先進的な保育施策の取組事例等を収集した資料集の作成、都道府県、市町村、保育所等による協議会の開催、認可外保育施設や保育士に関する広報啓発等を実施すること等の経費を平成14年度予算に計上した。【厚生労働省】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（新規）待機児童解消のための保育施策の推進等 平成14年度 134百万円</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じ、幼稚園の通常の教育時間終了後、希望する幼児を対象に幼稚園において引き続き教育を行う「預かり保育」を推進した。【文部科学省】 <p>預かり保育の実施園数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>925(16.0%)</td> <td>1,302(22.7%)</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>5,935(71.5%)</td> <td>6,459(78.2%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,860(48.7%)</td> <td>7,761(55.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)それぞれ6月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に実施した規制緩和措置等の周知を実施（平成13年9月6日に通達を発出。平成13年12月の全国児童福祉主幹課長会議で提示）した。【厚生労働省】 		12年度	13年度	公立	925(16.0%)	1,302(22.7%)	私立	5,935(71.5%)	6,459(78.2%)	合計	6,860(48.7%)	7,761(55.4%)
	12年度	13年度														
公立	925(16.0%)	1,302(22.7%)														
私立	5,935(71.5%)	6,459(78.2%)														
合計	6,860(48.7%)	7,761(55.4%)														

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置													
	予算	法令	通達	その他										
				<p style="text-align: center;">具体的措置の内容</p> <p>既に実施した規制緩和措置</p> <table border="1"> <tr> <td>平成10年度 ・保育所分園方式の導入 (都市部や地方において30人未満)</td> <td>(10年4月～13年9月) 109件</td> </tr> <tr> <td>平成12年度 認可保育所の設置主体制限の撤廃(従前は、市町村又は社会福祉法人のみ)</td> <td>(12年3月～13年9月) 34件 (株式会社・有限会社立10件、宗教法人立6件、学校法人立6件、NPO立4件、個人立7件、財団法人立1件)</td> </tr> <tr> <td>賃貸方式の容認(従前は、土地・建物は原則自己所有)</td> <td>(12年3月～13年9月) 51件 (土地貸与28件、建物貸与23件)</td> </tr> <tr> <td>最低定員の引下げ (30人 20人)</td> <td>(12年3月～13年9月) 19件</td> </tr> <tr> <td>平成13年度 ・定員の弾力化 4月は定員+15%まで、5月以降は定員+25%まで受入許容、10月以降は定員と関わりなく受入許容(保育士数や部屋面積等の基準内で)</td> <td></td> </tr> </table> <p>・ 質の高い認可外保育施設の認可保育所への移行を促進するとともに、平成14年度予算において、市町村が保育士を派遣して保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援するための経費を計上した。【厚生労働省】</p>	平成10年度 ・保育所分園方式の導入 (都市部や地方において30人未満)	(10年4月～13年9月) 109件	平成12年度 認可保育所の設置主体制限の撤廃(従前は、市町村又は社会福祉法人のみ)	(12年3月～13年9月) 34件 (株式会社・有限会社立10件、宗教法人立6件、学校法人立6件、NPO立4件、個人立7件、財団法人立1件)	賃貸方式の容認(従前は、土地・建物は原則自己所有)	(12年3月～13年9月) 51件 (土地貸与28件、建物貸与23件)	最低定員の引下げ (30人 20人)	(12年3月～13年9月) 19件	平成13年度 ・定員の弾力化 4月は定員+15%まで、5月以降は定員+25%まで受入許容、10月以降は定員と関わりなく受入許容(保育士数や部屋面積等の基準内で)	
平成10年度 ・保育所分園方式の導入 (都市部や地方において30人未満)	(10年4月～13年9月) 109件													
平成12年度 認可保育所の設置主体制限の撤廃(従前は、市町村又は社会福祉法人のみ)	(12年3月～13年9月) 34件 (株式会社・有限会社立10件、宗教法人立6件、学校法人立6件、NPO立4件、個人立7件、財団法人立1件)													
賃貸方式の容認(従前は、土地・建物は原則自己所有)	(12年3月～13年9月) 51件 (土地貸与28件、建物貸与23件)													
最低定員の引下げ (30人 20人)	(12年3月～13年9月) 19件													
平成13年度 ・定員の弾力化 4月は定員+15%まで、5月以降は定員+25%まで受入許容、10月以降は定員と関わりなく受入許容(保育士数や部屋面積等の基準内で)														

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置													
	予算	法令	通達	その他										
<ul style="list-style-type: none"> 新設保育所については、学校の空き教室等の既存の公的施設や民間施設を活用して社会福祉法人、企業、NPO等をはじめ民営で行うことを基本とする。 				<p>認可外保育施設の認可保育所への移行 設置主体制限撤廃以降、平成13年9月までに61か所の施設が認可化</p> <p>(新規)認可外保育施設の認可化の促進 平成14年度 1.3億円</p> <ul style="list-style-type: none"> 153回国会において成立した改正児童福祉法により、効率的な保育サービスの提供の推進が規定され、その円滑な施行を図るため、制度の周知を図った。【厚生労働省】 <p>効率的な保育サービスの提供の推進(公布日(平成13年11月30日)より施行) 保育需要の増大している市町村は、公有財産の貸し付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。</p> <p>保育所の設置形態</p> <table border="1"> <tr> <td>公立保育所</td> <td>約12,700か所(12年度)</td> </tr> <tr> <td>公設民営保育所</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 民間への業務委託(行政財産)</td> <td>累計約260件</td> </tr> <tr> <td> 民間への建物貸与(原則普通財産)</td> <td>累計約100件</td> </tr> <tr> <td>民間立保育所</td> <td>約9,500か所(12年度)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> PFIを活用した公設民営方式による保育所整備の具体的手続きに関して、保育所PFI実施マニュアルを平成14年3月に都道府県等に配布した。【厚生労働省】 	公立保育所	約12,700か所(12年度)	公設民営保育所		民間への業務委託(行政財産)	累計約260件	民間への建物貸与(原則普通財産)	累計約100件	民間立保育所	約9,500か所(12年度)
	公立保育所	約12,700か所(12年度)												
公設民営保育所														
民間への業務委託(行政財産)	累計約260件													
民間への建物貸与(原則普通財産)	累計約100件													
民間立保育所	約9,500か所(12年度)													

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置																																							
	予算	法令	通達	その他																																				
				<p>具体的措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年には余裕教室を保育所等社会福祉施設などの学校以外の施設へ転用する場合の財産処分手続きについて、平成11年には学校用地を学校教育以外の施設へ転用する場合の財産処分手続きについて簡素化・明確化したほか、「余裕教室活用のためのQ & A」等をまとめ、全国の教育委員会へ配布・周知した。【文部科学省】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>財産処分手続きの簡素化・明確化 文部科学大臣の承認を要していた手続きを報告のみで可とする 建築後10年を経過した学校施設の公共用又は公用施設への無償による転用は、納付金が不要であることを明文化</p> </div> <p>余裕教室の児童福祉施設（保育所・放課後児童クラブ等）への転用実績（単位：室）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用数</td> <td>8</td> <td>99</td> <td>45</td> <td>35</td> <td>131</td> <td>182</td> <td>420</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="7"></td> <td>累 計</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="7"></td> <td>996</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 学校施設と社会福祉施設等との複合化・余裕教室活用事例を紹介したパンフレットを作成し、各都道府県教育委員会に配布・周知した。【文部科学省・厚生労働省】 学校の余裕教室をはじめとする公有施設等を活用した保育所設置事例集を作成し、地方公共団体等に配布・周知した。【文部科学省・厚生労働省】 	年 度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	活用数	8	99	45	35	131	182	420	75									累 計									996
年 度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度																																
活用数	8	99	45	35	131	182	420	75																																
								累 計																																
								996																																

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置			
	予算	法令	通達	その他
<ul style="list-style-type: none"> 上記民間保育所の整備を促進するため、引き続き会計処理の柔軟化を進めるとともに、公有財産の利用等の環境整備を行う。また、待機児童のいる市町村は公設民間保育所整備計画の策定に努める。 保育所の定員の弾力化や設置基準の緩和、保育所・保育施設を併設した各種施設を増やすための支援を行うとともに、地方公共団体は基準を満たした保育所の設置認可を迅速に行なう。 				<ul style="list-style-type: none"> 効率的な経営の結果として得た剰余金に係る会計処理の柔軟化について、関係通達を見直した。（「保育所運営費の経理等について」等の一部改正について（平成14年3月29日付雇児発第0329030号）及び「保育所運営費の経理等についての取扱いについて」等の一部改正について（平成13年3月29日付雇児保発第0329003号）【厚生労働省】 国有財産法第18条第1項及び地方自治法第238条の4第1項では行政財産の貸付けを原則禁止していたが、第153回国会においてPFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律）が改正され、PFI選定事業の用に供するため行政財産をPFI選定事業者に貸し付けることができる特例措置が設けられた（平成13年12月12日施行）。【内閣府・総務省・財務省】 平成13年度第1次補正予算において、保育所施設整備の補助方式の拡大（貸与目的での地方公共団体による保育所整備、PFI方式による保育所整備について国庫補助対象に追加）を実施し、PFI方式を活用する場合の取扱いについて、保育所PFIマニュアルを平成14年3月に都道府県等に配布した。【厚生労働省】 社会福祉法人等への貸与目的での地方公共団体による保育所整備、公有地取得について起債対象に追加した。【総務省】 既に実施した規制緩和措置等の周知を実施（平成13年9月6日に通達を発出。平成13年12月の全国児童福祉主管課長会議で提示）した。（再掲）【厚生労働省】 保育所の分園の設置を促進するため、分園制度により保育所を設置する場合に特別な助成を行っている。株式会社等についても分園の設置が可能であることを周知（平成13年9月6日に通達を発出）した。【厚生労働省】

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置																							
	予算	法令	通達	その他																				
				<p style="text-align: center;">具体的措置の内容</p> <p style="text-align: center;">市区町村別の保育所待機児童数（平成13年4月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用児童数（対全国計）</th> <th>待機児童数（対全国計）</th> <th>待機率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定都市・中核市・23区</td> <td>492,432人(26.9%)</td> <td>10,091人(48.0%)</td> <td>2.00%</td> </tr> <tr> <td>その他の市</td> <td>843,617人(46.1%)</td> <td>9,777人(46.5%)</td> <td>1.20%</td> </tr> <tr> <td>町・村</td> <td>492,263人(26.9%)</td> <td>1,163人(5.5%)</td> <td>0.20%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全 国 計</td> <td>1,828,312人(100.0%)</td> <td>21,031人(100.0%)</td> <td>1.20%</td> </tr> </tbody> </table>		利用児童数（対全国計）	待機児童数（対全国計）	待機率	指定都市・中核市・23区	492,432人(26.9%)	10,091人(48.0%)	2.00%	その他の市	843,617人(46.1%)	9,777人(46.5%)	1.20%	町・村	492,263人(26.9%)	1,163人(5.5%)	0.20%	全 国 計	1,828,312人(100.0%)	21,031人(100.0%)	1.20%
	利用児童数（対全国計）	待機児童数（対全国計）	待機率																					
指定都市・中核市・23区	492,432人(26.9%)	10,091人(48.0%)	2.00%																					
その他の市	843,617人(46.1%)	9,777人(46.5%)	1.20%																					
町・村	492,263人(26.9%)	1,163人(5.5%)	0.20%																					
全 国 計	1,828,312人(100.0%)	21,031人(100.0%)	1.20%																					

・多様で良質な保育サービスを

- 1 基本方針
- (1) 病院や診療所における病児・病後児保育及び保育所における病後児保育を一層推進するとともに、延長保育や入園時期の弾力化、育児休業中の上の子の受け入れなどの柔軟な受け入れを実現する。
 - (2) 民営型保育所の参入による多様できめ細かなサービスの展開や公立保育所の終業時間後の民間による補足サービスなど、民間の資源も活用した良質なサービスを供給し選択の幅を拡大する。
 - (3) 保育や育児に関連する各自治体の創意工夫を奨励し、各種モデル事業に対し財政的措置を講じる。また、好事例に関して情報ネットワークを通じて広く紹介する。
 - (4) 利用者が保育内容を十分把握できるよう、現行法令に基づき経営主体に対して十分な情報開示を義務づける。また、地域の育児に関する情報を各地域の実情に応じて利用しやすい形で提供する。

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置			
	予算	法令	通達	その他
<p>(1)保育所等のサービスの多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病児、病後児保育を推進するため、市町村は必要な地域全てにおいて、関係者間の協議を進める。 				<p>具体的措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国児童福祉主管課長会議等のあらゆる機会をとらえ、病児、病後児保育の推進のため、地方公共団体と医療関係者等との間で協議を進めるよう周知した。【厚生労働省】

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置																																					
	予算	法令	通達	その他																																		
<p>・ 現在17%の公営保育所における延長保育の民間なみ(62%)の実施をめざし、一時保育、休日保育等多様なサービスの実施の倍増以上をめざす。また、公営保育所における民間での延長サービスの実施など、必要に応じて公と民が協力してサービスを実施する。</p>																																						
	<p>・ 多様な保育サービスの提供を促進するとともに、保育所緊急整備において新エンゼルプランに基づく多機能保育所の整備を促進した。〔厚生労働省〕</p> <p>多様な保育サービスの推進 ・平成12年度を初年度とする新エンゼルプラン～16年度まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>16年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長保育の推進</td> <td>(8,052) 8,000 箇所</td> <td>(9,431) 9,000 箇所</td> <td>10,000 箇所</td> <td>10,000 箇所</td> </tr> <tr> <td>休日保育の推進</td> <td>(152) 100 箇所</td> <td>(271) 200 箇所</td> <td>450 箇所</td> <td>300 箇所</td> </tr> <tr> <td>乳幼児健康支援一時預かりの推進</td> <td>(132) 200 市町村</td> <td>(206) 275 市町村</td> <td>350 市町村</td> <td>500 市町村</td> </tr> <tr> <td>多機能保育所の整備</td> <td>(333) 305 箇所 11 補正 88 箇所 計 393 箇所</td> <td>(291) 298 箇所 12 補正 88 箇所 計 779 箇所</td> <td>268 箇所 13 1次補正 83 箇所 13 2次補正 76 箇所 累計 1,206 箇所</td> <td>累計 2,000 箇所</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援センターの整備</td> <td>(1,376) 1,800 箇所</td> <td>(1,791) 2,100 箇所</td> <td>2,400 箇所</td> <td>3,000 箇所</td> </tr> <tr> <td>一時保育の推進</td> <td>(1,700) 1,800 箇所</td> <td>(3,068) 2,500 箇所</td> <td>3,500 箇所</td> <td>3,000 箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 12年度、13年度の上段()は実績値。</p>					12年度	13年度	14年度	16年度目標値	延長保育の推進	(8,052) 8,000 箇所	(9,431) 9,000 箇所	10,000 箇所	10,000 箇所	休日保育の推進	(152) 100 箇所	(271) 200 箇所	450 箇所	300 箇所	乳幼児健康支援一時預かりの推進	(132) 200 市町村	(206) 275 市町村	350 市町村	500 市町村	多機能保育所の整備	(333) 305 箇所 11 補正 88 箇所 計 393 箇所	(291) 298 箇所 12 補正 88 箇所 計 779 箇所	268 箇所 13 1次補正 83 箇所 13 2次補正 76 箇所 累計 1,206 箇所	累計 2,000 箇所	地域子育て支援センターの整備	(1,376) 1,800 箇所	(1,791) 2,100 箇所	2,400 箇所	3,000 箇所	一時保育の推進	(1,700) 1,800 箇所	(3,068) 2,500 箇所	3,500 箇所
	12年度	13年度	14年度	16年度目標値																																		
延長保育の推進	(8,052) 8,000 箇所	(9,431) 9,000 箇所	10,000 箇所	10,000 箇所																																		
休日保育の推進	(152) 100 箇所	(271) 200 箇所	450 箇所	300 箇所																																		
乳幼児健康支援一時預かりの推進	(132) 200 市町村	(206) 275 市町村	350 市町村	500 市町村																																		
多機能保育所の整備	(333) 305 箇所 11 補正 88 箇所 計 393 箇所	(291) 298 箇所 12 補正 88 箇所 計 779 箇所	268 箇所 13 1次補正 83 箇所 13 2次補正 76 箇所 累計 1,206 箇所	累計 2,000 箇所																																		
地域子育て支援センターの整備	(1,376) 1,800 箇所	(1,791) 2,100 箇所	2,400 箇所	3,000 箇所																																		
一時保育の推進	(1,700) 1,800 箇所	(3,068) 2,500 箇所	3,500 箇所	3,000 箇所																																		

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置																																						
	予算	法令	通達	その他																																			
<p>(2)地域の实情に応じた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅前や商店街等における各種保育サービスや郊外の保育所への送迎サービスの提供等、地域の实情に応じた保育を発展させるため必要な助成を行い、地域に即した取組を促進するため、特に重点地区でのモデル事業を支援する。 				<p>具体的な措置の内容</p> <p>多様な保育サービスに係る公営・民営保育所の実施状況(実施率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">公 営</th> <th colspan="2">民 営</th> </tr> <tr> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長保育</td> <td>2,219 箇所 (17%)</td> <td>2,883 箇所 (23%)</td> <td>5,833 箇所 (62%)</td> <td>6,543 箇所 (68%)</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援センター事業</td> <td>665 箇所 (5%)</td> <td>870 箇所 (7%)</td> <td>711 箇所 (8%)</td> <td>921 箇所 (10%)</td> </tr> <tr> <td>一時保育</td> <td>415 箇所 (3%)</td> <td>907 箇所 (7%)</td> <td>1,285 箇所 (14%)</td> <td>2,161 箇所 (23%)</td> </tr> <tr> <td>障害児保育事業</td> <td>3,809 箇所 (30%)</td> <td>3,736 箇所 (30%)</td> <td>2,440 箇所 (26%)</td> <td>2,633 箇所 (27%)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 駅前等の利便性の高い場所において、保育所への送迎サービスや送迎先の保育所閉所後の集合型延長保育を実施する「送迎保育ステーション」の試行的実施や、駅前保育サービス提供施設を設置する場合の準備経費への助成について平成14年度予算に計上した。【厚生労働省】 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(新規)送迎保育ステーション試行事業</td> <td>平成14年度</td> <td>250百万円</td> </tr> <tr> <td>(新規)駅前保育サービス提供施設等設置促進事業</td> <td>平成14年度</td> <td>60百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 商店街の空き店舗を活用した保育施設等のコミュニティ施設を、商店街振興組合、社会福祉法人、NPO法人等が設置、運営する際の改装費や賃借料等の補助について平成14年度予算に計上した。【経済産業省】 		公 営		民 営		12年度	13年度	12年度	13年度	延長保育	2,219 箇所 (17%)	2,883 箇所 (23%)	5,833 箇所 (62%)	6,543 箇所 (68%)	地域子育て支援センター事業	665 箇所 (5%)	870 箇所 (7%)	711 箇所 (8%)	921 箇所 (10%)	一時保育	415 箇所 (3%)	907 箇所 (7%)	1,285 箇所 (14%)	2,161 箇所 (23%)	障害児保育事業	3,809 箇所 (30%)	3,736 箇所 (30%)	2,440 箇所 (26%)	2,633 箇所 (27%)	(新規)送迎保育ステーション試行事業	平成14年度	250百万円	(新規)駅前保育サービス提供施設等設置促進事業	平成14年度	60百万円
		公 営		民 営																																			
12年度		13年度	12年度	13年度																																			
延長保育	2,219 箇所 (17%)	2,883 箇所 (23%)	5,833 箇所 (62%)	6,543 箇所 (68%)																																			
地域子育て支援センター事業	665 箇所 (5%)	870 箇所 (7%)	711 箇所 (8%)	921 箇所 (10%)																																			
一時保育	415 箇所 (3%)	907 箇所 (7%)	1,285 箇所 (14%)	2,161 箇所 (23%)																																			
障害児保育事業	3,809 箇所 (30%)	3,736 箇所 (30%)	2,440 箇所 (26%)	2,633 箇所 (27%)																																			
(新規)送迎保育ステーション試行事業	平成14年度	250百万円																																					
(新規)駅前保育サービス提供施設等設置促進事業	平成14年度	60百万円																																					

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置			
	予算	法令	通達	その他
<p>(3) 保育に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育に関する各自治体の好事例について広く情報提供する。 ・ i-子育てネット等を活用し、提供される保育サービスに関する内容・第三者評価や各種子育て支援情報をユーザーの立場に立った、わかりやすい形で情報提供する。 				<p>平成13年度において実施した措置</p> <p>具体的措置の内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(新規) コミュニティ施設活用商店街活性化事業 平成14年度 1,375百万円</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省の所管するコミュニティ施設活用商店街活性化事業と厚生労働省の所管する保育サービス等事業の連携強化を図るため、「商店街の空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の設置促進に関する指針」を策定し、地方公共団体等に周知した。【厚生労働省・経済産業省】 ・ 平成14年度予算において、育児、健康管理等のための設備（保育室、放課後児童の受入れのための児童室を含む）を備え、女性農業者による特産品開発や農産物加工等の活動を総合的に支援する施設（女性アグリサポートセンター）の整備を新たに促進するための経費を計上した。【農林水産省】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>経営構造対策事業のうち女性アグリサポートセンターの整備 平成14年度 21,351百万円の内数</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「i-子育てネット」(http://www.i-kosodate.net 運営主体：こども未来財団)において、全国の地方公共団体の子育て支援に関する情報を提供した。【厚生労働省】 ・ 保育所等児童福祉施設における福祉サービスに係る第三者評価事業について、平成14年度からの本格実施に向けて試行事業を実施するとともに、普及啓発を目的としたシンポジウムを全国2か所で開催した。また、「児童福祉施設等評価基準検討委員会」において、第三者評価基準、評価方法等についてが取りまとめられた。これを踏まえ、平成14年4月に第三者評価の評価基準及び実施方法を示したガイドラインを策定し、都道府県等に通知。【厚生労働省】

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置				
	予算	法令	通達	その他	具体的措置の内容
					<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法に基づき、保育所における保育内容等の情報提供が適切に行われるよう周知した。 ・ 「i-子育てネット」(http://www.i-kosodate.net 運営主体：こども未来財団)において、全国の保育所情報、子育て関連情報等を提供した。【厚生労働省】

・必要な地域すべてに放課後児童対策を

1 基本方針

- (1) 大都市周辺部の放課後児童対策が必要な全ての地域で学校・児童館等に学童のための居場所を確保し、時間的にも保育所と同等のレベルを確保しつつ、ニーズに応じた弾力的な放課後児童対策を推進する。
- (2) 運営は公的な責任の下に民間の活用を図り、豊富な経験をもった地域のさまざまな人材を活用する。

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置														
	予算	法令	通達	その他											
<p>(1)放課後の居場所拡充計画</p> <p>・ 放課後児童クラブや地域の全ての児童に居場所を確保する事業などの放課後児童の受け入れ体制を大都市周辺部を中心に整備し、平成16年度までに、全国で15000箇所とする。受け入れ体制の整備に当たっては、公的施設を活用するとともに、運営は民間主体を極力活用し、最小コストでの最大のサービスの実現を図る。</p>				<p>具体的措置の内容</p> <p>・ 放課後児童の受け入れ体制の整備のため、概ね200ヶ所の放課後児童クラブの整備を促進した。また、平成14年度予算においては、実施箇所数を800か所増加させるとともに、小規模クラブ(10人以上20人未満)に対する補助要件(過疎地等)の撤廃や、土日祝日の開設日数が年間で一定の基準を超えて開設する放課後児童クラブに対する補助額の加算(完全学校週5日制への対応)を行った。【厚生労働省】</p> <p>放課後児童クラブの推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>~16年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放課後児童クラブの推進</td> <td>(5/1現在) (11,803か所)</td> <td>(5/1現在見込み) (12,600か所) + 800か所増</td> <td>+1,600か所増 累計15,000か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)()は実績値又は実績見込値。</p> <p>・ 平成14年度予算において、放課後や週末等における子どもの活動支援など、地域で子どもを育てる環境を充実するための総合的な取組を推進する事業を計上した。【文部科学省】</p> <table border="1"> <tr> <td>(新規)子ども放課後・週末活動等支援事業</td> <td>平成14年度</td> <td>1,091百万円</td> </tr> </table>		13年度	14年度	~16年度目標値	放課後児童クラブの推進	(5/1現在) (11,803か所)	(5/1現在見込み) (12,600か所) + 800か所増	+1,600か所増 累計15,000か所	(新規)子ども放課後・週末活動等支援事業	平成14年度	1,091百万円
		13年度	14年度	~16年度目標値											
放課後児童クラブの推進	(5/1現在) (11,803か所)	(5/1現在見込み) (12,600か所) + 800か所増	+1,600か所増 累計15,000か所												
(新規)子ども放課後・週末活動等支援事業	平成14年度	1,091百万円													

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置																																							
	予算	法令	通達	その他																																				
<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童対策のための施設の新設に当たっては、学校の空き教室など、利用可能な施設を利用し、公設民営方式等による柔軟な運営を推進するとともに、高齢者等の地域の人材を活用することを基本とする。 				<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度予算において、育児、健康管理等のための設備（保育室、放課後児童の受入れのための児童室を含む）を備え、女性農業者による特産品開発や農産物加工等の活動を総合的に支援する施設（女性アグリサポートセンター）の整備を新たに促進するための経費を計上した。（再掲）【農林水産省】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">経営構造対策事業のうち女性アグリサポートセンターの整備 平成14年度 21,351百万円の内数</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年には余裕教室を保育所等社会福祉施設などの学校以外の施設へ転用する場合の財産処分手続きについて、平成11年には学校用地を学校教育以外の施設へ転用する場合の財産処分手続きについて簡素化・明確化したほか、「余裕教室活用のためのQ&A」等をまとめ全国の教育委員会に配布・周知した。（再掲）【文部科学省】 <p style="text-align: center;">余裕教室の児童福祉施設（保育所・放課後児童クラブ等）への転用実績（単位：室）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用数</td> <td>8</td> <td>99</td> <td>46</td> <td>35</td> <td>131</td> <td>182</td> <td>420</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="7"></td> <td>累 計</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="7"></td> <td>996</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 学校施設と社会福祉施設等との複合化・余裕教室活用事例を紹介したパンフレットを作成し、各都道府県教育委員会に配布・周知した。（再掲）【文部科学省・厚生労働省】 	年 度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	活用数	8	99	46	35	131	182	420	75									累 計									996
	年 度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度																															
活用数	8	99	46	35	131	182	420	75																																
								累 計																																
								996																																

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置			
	予算	法令	通達	その他
<p>・ 市町村は、民間主体やコンペ方式などを活用し、子どもの発育に役立つプログラムを提案してもらい、内容においても適切な実施を確保する。</p> <p>(2)情報の提供</p> <p>・ 施設に関する必要な情報について、ユーザーの立場に立った、わかりやすい形での提供を行う。</p>				<p>・ 放課後児童の受入施設としての役割を果たす学校について、受入教室等の増改築、余裕教室の改造・補強等、安全対策やバリアフリーに配慮した施設整備を推進した。【文部科学省】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>安全な学校施設を活用した放課後児童対策 平成13年度補正予算 8,300百万円 (放課後児童の受入れ施設としての役割を果たす公立学校180校分)</p> </div> <p>・ 地方公共団体における自主的な取組みを促進するため、「仕事と子育ての両立支援策の方針について(平成13年7月6日閣議決定)」の内容について周知をした。【厚生労働省】</p> <p>(備考)・ 「i-子育てネット」(http://www.i-kosodate.net 運営主体:こども未来財団)において、放課後児童クラブについての情報を掲載するため、今後、地方公共団体を対象に取組状況等についての調査を実施することを予定。【厚生労働省】</p>

・地域こぞって子育てを

- 1 基本方針
- (1) ファミリー・サポート・センターを整備するとともに、良質なベビーシッターの紹介や保育ママの支援など、地域の実情に応じた多様な家族支援サービスを充実させる。
 - (2) 幼稚園における子育て支援を充実するとともに、学生や生徒が男女共同参画社会の担い手として子育て支援を体験するボランティア活動の機会を作る。
 - (3) 保育所等が組み込まれた職住近接のまちづくりを促進するため、保育所を組み込んだまちづくりを行うとともに、都市近郊からの都心居住を促進する。

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置													
	予算	法令	通達	その他										
<p>(1) 家族支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリー・サポート・センターについて、必要な整備を進める。 				<p>・ 地域の子育て機能を強化するため、子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児等に関する相互扶助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の拡大を図った。【厚生労働省】</p> <p>ファミリー・サポート・センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年度を初年度とする新エンゼルプラン～16年度まで <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>16年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファミリー・サポート・センターの整備</td> <td>(116) 82 か所</td> <td>(193) 182 か所(本部)</td> <td>286 か所</td> <td>180 か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 12年度、13年度の上段()は実績値。</p>		12年度	13年度	14年度	16年度目標値	ファミリー・サポート・センターの整備	(116) 82 か所	(193) 182 か所(本部)	286 か所	180 か所
		12年度	13年度	14年度	16年度目標値									
ファミリー・サポート・センターの整備	(116) 82 か所	(193) 182 か所(本部)	286 か所	180 か所										

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置																	
	予算	法令	通達	その他														
<ul style="list-style-type: none"> ・ 良質なベビーシッター探しを支援するとともに、保育ママについてバックアップ体制を確立するなど推進する。 ・ 親に対する子育て支援サービス（子育て学習や相談体制の整備など）を充実させる。 				<p>具体的な措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話相談やインターネットによる情報提供により、育児等のサービスに関する相談を受けるとともに、地域における具体的情報を提供するフリーフリー・テレフォン事業の拡大を図った。〔厚生労働省〕 <p>フリーフリー・テレフォン事業の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年度を初年度とする新エンゼルプラン～16年度まで <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>16年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フリーフリー・テレフォン事業の整備</td> <td>(39) 39 都道府県</td> <td>(43) 43 都道府県</td> <td>47 都道府県</td> <td>47 都道府県</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 12年度、13年度の上段()は実績値。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業（保育ママ）を促進した。また、平成14年度予算においては、夜間型家庭的保育を創設するとともに、受入れ児童数の増（3人 補助者を配置する場合は5人）を図った。（再掲）〔厚生労働省〕 ・ 地域子育て支援センター事業の拡大を図った。（再掲）〔厚生労働省〕 ・ 平成14年度において、公共施設内のスペースや商店街の空き店舗などの社会資源を活用し、主に乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親が気軽に集い、交流できる場を提供するとともに、ボランティアによる相談等を実施する「つどいの広場事業」を新たに計上した。〔厚生労働省〕 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(新規) つどいの広場事業</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>139百万円(65か所)</td> </tr> </table>		12年度	13年度	14年度	16年度目標値	フリーフリー・テレフォン事業の整備	(39) 39 都道府県	(43) 43 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	(新規) つどいの広場事業		平成14年度	139百万円(65か所)
		12年度	13年度	14年度	16年度目標値													
フリーフリー・テレフォン事業の整備	(39) 39 都道府県	(43) 43 都道府県	47 都道府県	47 都道府県														
(新規) つどいの広場事業																		
平成14年度	139百万円(65か所)																	

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置			
	予算	法令	通達	その他
				<p>具体的措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 就学時健診等の機会を活用した子育て講座を全国的に実施するとともに、平成14年度予算においては、新たに妊娠期にある親を対象とした子育て講座の創設と思春期の子どもを持つ親のための子育て講座の拡充を図った。【文部科学省】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>子育て学習の全国展開（平成14年度） 妊娠期子育て講座（新規） 全市町村 3,000 か所 就学時健診等の機会を活用した子育て講座（継続） 全国 20,000 か所 思春期子育て講座（拡充） 13年度 全国 94 か所 14年度 全市町村 3,000 か所</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親に対して、気軽に相談にのったり、きめ細かなアドバイス等を行う子育て経験者等の「子育てサポーター」を市町村に配置し、地域における子育て支援ネットワークの充実を図った。平成14年度予算においては、これを拡充するとともに、子育てサポーターへの助言や親へのカウンセリングを行う臨床心理士等の「家庭教育アドバイザー」を新たに配置する経費を計上した。【文部科学省】 父親の家庭教育への参加を促進するため、フォーラムの開催や企業等への家庭教育出前講座の開設、子どもの職場参観事業などを推進した。【文部科学省】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>子育て支援ネットワークの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てサポーターの増（子育て経験者等） 13年度 94 か所（1都道府県当たり2市町村（各10人）） 14年度 188 か所（1都道府県当たり4市町村（各10人）） 家庭教育アドバイザー（臨床心理士等）を新たに市町村に配置 14年度 188 か所（1都道府県当たり4市町村（各3人）） </div>

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置			
	予算	法令	通達	その他
				<p>具体的措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する情報を提供するため、乳幼児を持つ親に「家庭教育手帳」を、小学生等を持つ親に「家庭教育ノート」を配布した。また、平成14年度予算においては、新たに、思春期の子どもを持つ親を対象とした「家庭教育ビデオ」を作成し、全国の中学校等に配布するための経費を計上した。〔文部科学省〕 各地の子育てサークル同士の地域での連携や社会教育行政等との連携、社会教育行政に対する参画の在り方等について、優れた取組についての情報交換を行うための全国的な協議会を開催する経費（独立行政法人国立女性教育会館が実施）について、平成14年度予算に計上した。〔文部科学省〕 子どもや親の悩みや不安等に関する相談に、電話等により24時間いつでも対応できる相談体制を整備するための調査研究を都道府県に委託した。〔文部科学省〕 女性農業者自らのライフステージに応じて出産・育児期にある女性の農業経営参画が可能となるよう、経営管理等の研修、母性保護のためのセミナーの開催、家事・育児の両立を支援する仕組みの整備、農業経営との両立のための相談マニュアルの策定等を支援した。また、平成13年11月に女性農業者リーダー等の参加による初の全国女性農業者子育て会議を開催し、仕事と子育ての両立に向けた環境整備について意見交換を行うとともに、平成14年2月に、子育てに関する相談に適切に対応し、支援体制等の整備に取り組む相談員を養成するための研修を行った。〔農林水産省〕

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置															
	予算	法令	通達	その他												
<p>(2) 幼稚園における子育て支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望のあるすべての幼稚園で「預かり保育」を実施できるよう推進する。 幼稚園における総合的な子育て支援活動（子育て相談や保護者の交流のための場の提供など）を推進する。 <p>(3) 地域における多様な子育て支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の多様な人材を子育て支援に活用する仕組みづくりを進める。 				<p>地域の実情に応じ、幼稚園の通常の教育時間終了後、希望する幼児を対象に幼稚園において引き続き教育を行う「預かり保育」を推進した。（再掲）【文部科学省】</p> <p>預かり保育の実施園数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>925 (16.0%)</td> <td>1,302 (22.7%)</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>5,935 (71.5%)</td> <td>6,459 (78.2%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,860 (48.7%)</td> <td>7,761 (55.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)それぞれ6月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園における子育て支援活動の積極的な推進及び地域の幼児教育のセンターとしての機能充実を図るため、地域の実情に応じた幼稚園の子育て支援について総合的な活動等を実施した。【文部科学省】 第151回国会において成立した改正社会教育法の円滑な施行を図るため、改正内容の周知を図った。【文部科学省】 家庭教育に関する講座等の開設及び奨励の事務を教育委員会の事務として明記すること 家庭教育の向上に資する活動を行う者（「子育てサポーター」や子育てサークルのリーダー等）を社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に委嘱できるようにすること など（平成13年7月11日施行） 		12年度	13年度	公立	925 (16.0%)	1,302 (22.7%)	私立	5,935 (71.5%)	6,459 (78.2%)	合計	6,860 (48.7%)	7,761 (55.4%)
	12年度	13年度														
公立	925 (16.0%)	1,302 (22.7%)														
私立	5,935 (71.5%)	6,459 (78.2%)														
合計	6,860 (48.7%)	7,761 (55.4%)														

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置							
	予算	法令	通達	その他				
				<p>具体的措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度予算において、地域や家庭の教育力の低下、男女共同参画社会の形成などの課題について、地域社会全体で課題解決に取り組むことができるよう、行政とNPO(子育てNPO等)をはじめとする民間団体との連携による地域学習活動の活性化を支援するための事業を計上した。【文部科学省】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(新規) 地域NPOとの連携による地域学習活動活性化支援事業 平成14年度 111百万円</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度予算において、子育てをしながら働くための各種支援策・情報等を掲載した両立支援マニュアルを作成・配布するとともに、家庭・地域における男女の共同参画を推進するための学習機会を整備するための事業を計上した。【文部科学省】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(新規) 男女の家庭・地域生活充実支援事業 平成14年度 42百万円</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度予算において、子育て支援者(子育てNPO)指導者研修事業及び子育てサークルリーダー研修事業(財団法人こども未来財団が実施)を新たに計上した。【厚生労働省】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(新規) 子育てNPO等に対する支援の実施(文部科学省との連携事業)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">子育て支援者(子育てNPO)指導者研修事業</td> <td style="width: 30%;">全国7か所で実施予定</td> </tr> <tr> <td>子育てサークルリーダー研修事業</td> <td>全国8か所で実施予定</td> </tr> </table> </div>	子育て支援者(子育てNPO)指導者研修事業	全国7か所で実施予定	子育てサークルリーダー研修事業	全国8か所で実施予定
子育て支援者(子育てNPO)指導者研修事業	全国7か所で実施予定							
子育てサークルリーダー研修事業	全国8か所で実施予定							

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置			
	予算	法令	通達	その他
<p>・ 保育所や放課後児童の受け入れの現場体験を地域における学生・生徒の体験活動の大きな柱として位置付ける。</p> <p>(4)職住近接のまちづくりの促進</p> <p>・ 若い親が居住できる、良質な賃貸住宅の供給を都心部において促進するとともに、利便性の高い場所での保育所等の立地を支援する。</p>				<p>平成13年度において実施した措置</p> <p>具体的措置の内容</p> <p>・ 平成14年度予算において、小・中・高等学校等において、他校のモデルとなる体験活動（保育体験活動を含む）を行うとともに、それらの取組を全国に普及させ、すべての学校で豊かな体験活動を展開する事業を計上した。【文部科学省】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（新規）豊かな体験活動推進事業 平成14年度 357百万円</p> </div> <p>・ 保育所入所児童と中高生など地域における異年齢児との交流事業を推進した。【厚生労働省】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>実施保育所数 6,109箇所（平成13年）</p> </div> <p>・ 都心部等の立地に優れた公営住宅、公団賃貸住宅等の公共賃貸住宅団地の建替え等に際し、保育所等の子育て支援に資する施設を備えた生活拠点の形成を推進するため、以下の措置を講じた。【国土交通省】</p> <p>公営住宅・特定優良賃貸住宅 公営住宅・特定優良賃貸住宅を保育所等と一体的に整備する場合について、補助限度額の加算等を実施。</p> <p>公団賃貸住宅 既存の都市基盤整備公団賃貸住宅の建替えに際し、保育所等の社会福祉施設等と一体的に整備する場合に、施策賃貸住宅供給促進運用金の活用により、併設部分の土地賃借料を減免。</p>

具体的目標・施策	平成13年度において実施した措置			
	予算	法令	通達	その他
				<p>具体的措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 公営住宅団地建替えに際して保育所等社会福祉施設との併設を行うに当たっての調整、手続き、支援措置等について指針を作成し、地方公共団体に周知した。【国土交通省】 平成14年度予算においては、公共賃貸住宅の建替えに際し、保育所等の併設を原則化するとともに、施策賃貸住宅供給促進運用金の対象を従来は地方公共団体、社会福祉法人による保育所等に限定していたのをNPO法人、民間事業者による保育所等を対象に加えた。【国土交通省】

(注) 資料中、「予算」とあるのは予算措置、「法令」とあるのは法令の制定又は改廃(規制改革等)、「通達」とあるのは地方公共団体等への周知等を目的とした通達の発出、「その他」とあるのは広報・啓発、審議会等における検討等前三者のいずれにも該当しないものとして区分。